

## 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) 研究者登録要件

本要件は、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad) 研究者登録資格に係るガイドライン」の第2項に係る者がe-Radに登録する際に満たすべきものであり、登録を希望する者は、本要件を確認した上で「研究者登録申請書」を提出する。

- ① 本来の業務と自ら主体的に行う研究について、勤務時間やエフォートによって明確に区分し、その研究については、本来の業務以外の時間(勤務時間外)を充てること。
- ② 本務において労災補償を受けることができる者であっても、勤務時間外の研究活動においては労災補償を受けることができないこと。
- ③ 当該研究計画遂行上、研究代表者又は研究分担者としての責任を果たすことができること。
- ④ 当該研究計画を遂行するための環境(研究場所)は確保されており、当該研究において購入した機器等についても管理することができること。
- ⑤ 大学院生等の学生でないこと(ただし、本学において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例:非常勤教員等)で、学生の身分も有する場合を除く。)
- ⑥ 科学研究費奨励研究への応募を予定していないこと。

窓口：

大学研究支援課

内線：385・457・412

Mail：kenkyu-s@tokyo-med.ac.jp